

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

横手市監査委員

監 第 114 号
令和7年12月2日

横 手 市 長 高 橋 大 様
横手市議会議長 菅 原 正 志 様
横手市教育委員会教育長 伊 藤 孝 俊 様

横手市監査委員 佐 越 和 之
横手市監査委員 飼 田 一 之
(公印省略)

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年度の財政援助団体等監査を横手市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

なお、令和7年10月22日まで監査を執行した木村清貴監査委員は同日付をもって任期満了により退任しました。

目 次

第1	監査の概要	1
第2	出資団体	7
1	株式会社 ウッディさんない	7
2	横手市森林組合	9
第3	公の施設の指定管理者	11
1	一般財団法人 横手市スポーツ協会 (横手市横手体育館・横手市横手武道館)	11
2	株式会社 ウッディさんない (横手市農林水産物直売・食材供給施設 農香庵)	13
3	株式会社 ウッディさんない (横手市国産材需要開発センター)	15
第4	補助金等交付団体	16
1	商工観光部商工労働課 (空き店舗等利活用支援事業補助金)	16
2	横手市共通商品券実行委員会 (プレミアム付商品券事業補助金)	17
3	羽後交通株式会社 (生活バス路線等維持費補助金 (市単独分))	18
4	株式会社 abe 護社 (地域介護・福祉空間整備等施設整備等補助金)	19
5	横手連合猟友会 (有害鳥獣駆除事業費補助金)	20

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査を、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が出資している団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人）及び公の施設の管理を行わせている団体（公の施設の指定管理者）並びに補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助を行っている団体）について、事業目的どおり適正かつ効果的に運用されているかなどについて実施した。

2 監査の期間

令和7年7月4日（金）から令和7年11月27日（木）まで

3 監査の実施団体等

今回監査を実施した対象は、出資団体2団体及び公の施設の指定管理者2団体（4施設）並びに補助金等交付5団体である。また、当該補助金を所管する部局の監査も行った。

詳細は下記のとおりである。

（1）出資団体（出資団体と所管部局に対して実施）

	実地監査年月日	出資団体名	所管部局
1	令和7年 10月9日(木)	株式会社 ウッディさんない	まちづくり推進部 山内地域課
2		横手市森林組合	農林部 農林整備課

（2）公の施設の指定管理者（指定管理者と所管部局に対して実施）

	実地監査年月日	指定管理者名	指定管理施設名称	所管部局
1	令和7年 10月7日(火)	一般財団法人 横手市スポーツ 協会	横手市横手体育館 横手市横手武道館	教育総務部 スポーツ振 興課
2	令和7年 10月9日(木)	株式会社 ウッディさんな い	横手市農林水産物直売・食 材供給施設 農香庵	まちづくり 推進部 山内地域課
3			横手市国産材需要開発セン ター	

(3) 補助金等交付団体 (補助金等交付団体と所管部局に対して実施)

	実地監査年月日	補助金等交付団体名	補助金等名称	所管部局
1	令和7年 9月29日(月)		空き店舗等利活用支援 事業補助金	商工観光部 商工労働課
2		横手市共通商品券実 行委員会	プレミアム付商品券事 業補助金	
3	令和7年 10月7日(火)	羽後交通株式会社	生活バス路線等維持費 補助金(市単独分)	総務企画部 経営企画課
4		株式会社abe護社	地域介護・福祉空間整 備等施設整備等補助金	市民福祉部 まるごと福 祉課
5	令和7年 10月9日(木)	横手連合猟友会	有害鳥獣駆除事業費補 助金	農林部 農林整備課

4 監査の範囲

出資団体の運営及び公の施設の指定管理者並びに補助金等交付団体の令和6年度分の事業を対象にした。

5 監査の方法

令和6年度に監査を実施していなかった団体・施設から抽出選定し監査を実施した。

事前に所管部局と団体から、事業の概要調書や経営状況報告書並びに決算報告書等の資料提出を求め、諸帳簿等関係書類を抽出調査・照合等するとともに、関係職員に対する質問により監査した。

併せて、所管部局における補助金交付の手続きや指導監督等が適正に行われているかについても監査対象とした。

6 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 出資団体関係

ア 団体関係

- ① 定款並びに経理規程等の諸規程は整備されているか。
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ③ 出納関係帳票の整備、記帳は適切になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切になされているか。
- ④ 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。

イ 所管部局関係

- ① 出資団体に対する指導監督は適切になされているか。

(2) 公の施設の指定管理者関係

ア 指定管理者関係

- ① 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適正に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- ③ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ④ 公の施設の管理に係る出納関係帳票の整備、記帳は適切になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切になされているか。
- ⑤ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

イ 所管部局関係

- ① 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ② 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ③ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(3) 補助金等関係

ア 団体関係

- ① 補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。
- ② 出納関係帳票の整備、記帳は適切になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切になされているか。

イ 所管部局関係

- ① 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正に行われているか。
- ② 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、事業実績報告書等によりなされているか。
- ③ 補助金等交付団体への指導監督は適切になされているか。

7 監査の結果の概要

出資団体の経営状況及び公の施設の指定管理者の管理受託事業並びに補助金等交付団体の事業を監査した結果、次のとおり一部に改善又は検討を要する事項が認められた。

なお、詳細は「第2 出資団体」及び「第3 公の施設の指定管理者」並びに「第4 補助金等交付団体」に記載した。

(1) 出資団体

ア 株式会社 ウッディさんない

【出資団体に対して】

- ・前回の監査後、検討する旨の報告があった事項について、その後の対応が確認できないものがあった。

【所管部局に対して】

- ・前回の監査結果が引き継がれておらず、所管部局として運営状況等を確認・把握していない。

イ 横手市森林組合

【出資団体に対して】

- ・特に指摘する事項はなかった。

【所管部局に対して】

- ・特に指摘する事項はなかった。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 横手市横手体育館・横手市横手武道館

【指定管理者に対して】

- ・期末手当について、現行の職員給与規程に定めのない時期に、支出の内部決裁のみで一時金として支給していた。

【所管部局に対して】

- ・特に指摘する事項はなかった。

イ 横手市農林水産物直売・食材供給施設 農香庵

【指定管理者に対して】

- ・前回の監査で、経理規程の作成を指摘しているが、未だに作成されていない。
- ・支出によって分けるべき管理口座が会社本体の口座と同一となっている。
- ・指定管理料の請求書が、基本協定書に定められた期限までに提出されていなかった。
- ・指定管理に伴う業務報告書の収入項目に取り落としがあった。

【所管部局に対して】

- ・収入項目に取り落としのある業務報告書を受理していた。

ウ 横手市国産材需要開発センター

【指定管理者に対して】

- ・前回の監査で、経理規程の作成を指摘しているが、未だに作成されていない。
- ・木工機械利用料の徴収額が設置条例第5条で定められた使用料の額と相違があった。また、市と料金に関する協議も行われていなかった。
- ・指定管理料の請求書が、基本協定書に定められた期限までに提出されていなかった。

【所管部局に対して】

- ・指定管理に伴う業務計画書を財政課へ合議していない。

(3) 補助金等交付団体

【補助金等交付団体に対して】

- ・事業実績報告書の収支決算書の一部に誤りがあった。

【所管部局に対して】

- ・実績報告書と領収書の日付に不整合のものがあつた。また、実績報告書の金額に誤りがあるものを受け付けていた。
- ・補助金制度の内容を説明する冊子等では、補助金の返還を求めない場合を記載しているが、その基準が明確でない。また、年度ごとに補助条件が変更された内容が冊子等に記載されているが、該当部分の規定を変更改正する手続きが文書決裁されていなかった。

8 まとめ

今回の監査対象となった出資団体及び公の施設の指定管理者と所管課においては、前述の指摘事項について、その内容を十分に検討し適切に対応していただくとともに、今後もお互いの連絡を密にし、経営及び財政状態の把握や、協定書や規定に従った事業実施状況等の確認に努めていただきたい。

また、補助金の交付において、所管課は、関連する規定内容の再確認とともに交付条件に関する資料を十分に精査し、不備のないよう指導・監督に努めていただきたい。

なお、今回指摘した事項については、監査対象となった課所のみならず、全庁の課題と捉えて今後の事務事業の参考として対処されることを望む。

第2 出資団体

(出資団体 1)

団体名	株式会社 ウッディさんない			
所管部局	まちづくり推進部 山内地域課			
出資金	資本金	40,000,000 円		
	出資額及び出資率(市)	28,000,000 円	70.00%	
決算の状況 (財務諸表より)	(1) 貸借対照表(令和7年4月30日現在) 単位:円			
	科目	金額	科目	金額
	流動資産	128,880,038	流動負債	28,285,799
			固定負債	60,045,340
			負債合計	88,331,139
	固定資産	46,883,602	資本金	40,000,000
			利益剰余金	47,772,501
	繰延資産	340,000	純資産合計	87,772,501
	資産合計	176,103,640	負債・純資産合計	176,103,640
	(2) 損益計算書(令和6年5月1日～令和7年4月30日) 単位:円			
科目	金額	科目	金額	
売上高	266,667,791	営業外費用	567,826	
売上原価	177,795,867	経常利益	713,144	
売上総利益	88,871,924	特別利益	9,090	
販売費及び一般管理費	89,457,459	税引前当期純利益	722,234	
		法人税、住民税及び事業税	210,000	
営業利益	△ 585,535	当期純利益	512,234	
営業外収益	1,866,505			
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木製ブロック、家具及び外構資材の製造販売 ・ 国、地方公共団体等が設置する不動産、構築物の維持管理及び運営の受託業務 ・ 農林水産物、観光土産品、民芸品、酒類及びたばこの販売業務 			

<p>監査結果</p>	<p>(1) 出資団体に対して</p> <p>【指摘事項】</p> <p>前回指摘した給料表の整備について、検討する旨の報告があったが、対応が確認できなかった。検討した結果を示していただきたい。</p> <p>【意見・要望】</p> <p>有能な人材を確保する上でも、給料表の整備を含む賃金規程の見直しと待遇の改善を図っていただきたい。</p> <p>(2) 所管部局に対して</p> <p>【指摘事項】</p> <p>前回の監査結果（給料表の整備等）が引き継がれていなかった。所管部局として賃金規程及び運営状況を確認・把握していただきたい。</p> <p>【意見・要望】</p> <p>株主総会に担当部局が出席し、会社の運営状況を把握するようにしていただきたい。</p>
-------------	--

団体名	横手市森林組合				
所管部局	農林部 農林整備課				
出資金	資本金	131,942,000 円			
	出資額及び出資率(市)	63,759,000 円	48.32%		
決算の状況 (財務諸表より)	(1) 貸借対照表(令和7年3月31日現在) 単位:円				
		科目	金額	科目	金額
	流動資産	607,792,120	流動負債	119,484,798	
			固定負債	142,029,776	
			負債合計	261,514,574	
	固定資産	81,658,146	出資金	131,942,000	
			利益剰余金	295,597,282	
			資本準備金	396,410	
			純資産合計	427,935,692	
	資産合計	689,450,266	負債・純資産合計	689,450,266	
	(2) 損益計算書(令和6年4月1日～令和7年3月31日) 単位:円				
		科目	金額	科目	金額
	事業総利益	207,879,972	特別利益	2,810,090	
			特別損失	2,448,228	
事業管理費	169,638,941	税引前当期利益	39,930,217		
事業利益	38,241,031	法人税、住民税 及び事業税	9,365,500		
事業外収益	1,710,381	当期剰余金	30,564,717		
事業外費用	383,057	前期繰越剰余金	10,032,565		
経常利益	39,568,355	当期末処分剰余金	40,597,282		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員のために次に掲げる事業 森林経営指導、森林施業及び経営、森林保護関連事業、 物資の供給・保管・販売等 				
監査結果	<p>(1) 出資団体に対して</p> <p>【指摘事項】 特に指摘する事項はなかった。</p> <p>【意見・要望】 今後も市と各整備計画や事業推進のための打合せや協議を適時 行い、相互に連携して事業を推進していただきたい。</p>				

	<p>(2) 所管部局に対して</p> <p>【指摘事項】</p> <p>特に指摘する事項はなかった。</p> <p>【意見・要望】</p> <p>今後も組合と各整備計画や事業推進のための打合せや協議を適時行い、相互に連携して事業を推進していただきたい。</p>
--	---

第3 公の施設の指定管理者

(公の施設の指定管理者 1)

団体名 (指定管理者)	一般財団法人 横手市スポーツ協会	
所管部局	教育総務部 スポーツ振興課	
公の施設の管理	施設名	横手市横手体育館 横手市横手武道館
	指定管理料 (令和6年度)	44,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
指定管理業務に係る収支状況	(収入)	50,532,203円
	(支出)	48,917,367円
	(差引)	1,614,836円
施設の利用状況	令和5年度	49,231人(横手体育館) 22,461人(横手武道館)
	令和6年度	50,824人(横手体育館) 22,840人(横手武道館)
監査結果	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して</p> <p>【指摘事項】</p> <p>令和7年3月に支給された期末手当は、現行の職員給与規程に定められていない時期に、支出の内部決裁のみで一時金として支給しているが、給与規程の改正を行った上で支払わなければならないなかった。</p> <p>【意見・要望】</p> <p>3月分の使用料など年度末時点で未収金が発生している。仕様書や業務報告において取扱いを明確にしていきたい。</p> <p>【助言】</p> <p>体育館と武道館の経費が明確に分けられる会計処理を行っていただきたい。</p> <p>(2) 所管部局に対して</p> <p>【指摘事項】</p> <p>特に指摘する事項はなかった。</p> <p>【意見・要望】</p> <p>3月分の使用料など年度末時点で未収金が発生している。仕様書や業務報告において取扱いを明確にしていきたい。</p>	

【助言】

体育館と武道館の経費が明確に分けられる会計処理を行って
いただきたい。

団体名 (指定管理者)	株式会社 ウッディさんない	
所管部局	まちづくり推進部 山内地域課	
公の施設の管理	施設名 名称	横手市農林水産物直売・食材供給施設 農香庵
	指定管理料 (令和6年度)	8,514,000円(消費税及び地方消費税を含む)
指定管理業務に係る収支状況	(収入)	29,713,546円
	(支出)	19,812,391円
	(差引)	9,901,155円
施設の利用状況	令和5年度	234,622人
	令和6年度	243,427人
監査結果	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 前回の監査で経理規程を作成するよう指摘しているが、未だに整備されていない。指定管理業務仕様書の規定に従って対応していただきたい。</p> <p>イ 支出によって分けるべき管理口座が会社本体の口座と同一となっている。対象施設ごとに経費の仕分けができるような会計処理をしていただきたい。</p> <p>ウ 基本協定書に定められた期限まで指定管理料の請求書を提出していただきたい。</p> <p>エ 指定管理に伴う業務報告書の収入項目に取り落としがあった。適切に対処していただきたい。</p> <p>【意見・要望】</p> <p>販売手数料の引上げに対応した今後の投資計画や経営方針など、適切な施設運営を計画していただきたい。</p> <p>(2) 所管部局に対して</p> <p>【指摘事項】</p> <p>収入項目に取り落としのある業務報告書を受理していた。提出資料を精査し内容に不備がある場合は指導・監督を行っていただきたい。</p>	

【意見・要望】

販売手数料の引上げに対応した今後の投資計画や経営方針などについて、指定管理者と協議の上で適切な施設運営を計画していただきたい。

団体名 (指定管理者)	株式会社 ウッディさんない	
所管部局	まちづくり推進部 山内地域課	
公の施設の管理	施設名	横手市国産材需要開発センター
	指定管理料 (令和6年度)	4,026,000円(消費税及び地方消費税を含む)
指定管理業務に係る収支状況	(収入)	4,800,935円
	(支出)	4,609,207円
	(差引)	191,728円
施設の利用状況	令和5年度	7,609人
	令和6年度	6,917人
監査結果	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 前回の監査で経理規程を作成するよう指摘しているが、未だに整備されていない。指定管理業務仕様書の規定に従って対応していただきたい。</p> <p>イ 木工機械利用料の徴収額が設置条例第5条に定める使用料の額と相違があった。また、市と料金に関する協議も行われていないので、手続きを適切に行っていただきたい。</p> <p>ウ 指定管理料の請求書は、基本協定書に定められた期限まで提出していただきたい。</p> <p>【意見・要望】</p> <p>自社制作のホームページ等で行っている商品の販売PR活動について、インターネット等の利点をより生かした販売方法も検討していただきたい。</p> <p>(2) 所管部局に対して</p> <p>【指摘事項】</p> <p>指定管理に伴う業務計画書を財政課へ合議していない。</p>	

第4 補助金等交付団体

(補助金等交付団体 1)

団体名 (交付対象者)	市内中小商業者 10 者	
所管部局	商工観光部 商工労働課	
補助金	補助金名称	空き店舗等利活用支援事業補助金
	補助事業費	500,000 円 5 件、486,000 円 1 件、 433,000 円 1 件、247,000 円 1 件、 222,000 円 1 件、190,000 円 1 件
監査結果	<p>(1) 補助金交付団体に対して</p> <p>【指摘事項】</p> <p>事業実績報告書の収支決算書の一部に誤りがあった。</p> <p>(2) 所管部局に対して</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 実績報告書と領収書の日付に不整合のものがあつた。また、実績報告書の金額に誤りがあるものを受け付けていた。補助金交付要綱等に従って適切に対処していただきたい。</p> <p>イ 補助金の詳細を説明する「横手市商工業関係の助成制度」(冊子・市ホームページ掲載)では、本人の責によらない場合は補助金の返還を求めないとしているが、その基準が明確でない。補助金交付要綱に沿った適切な対応を基準に反映していただきたい。</p> <p>ウ 「横手市商工業関係の助成制度」では、年度によって補助条件が変更された内容で記載されているが、当該補助金の取扱いに関する要綱等の改正手続きに係る文書決裁が確認できない。要綱及び内規等の規定内容を変更する場合は、公文書管理規則及び事務決裁規程に基づき公文書として決裁していただきたい。</p> <p>【意見・要望】</p> <p>市内商工団体への加盟を補助金の交付要件としていることから、申請内容の審査や経営指導の面で商工団体と連携した対応を取っていただきたい。</p>	

団体名 (交付対象者)	横手市共通商品券実行委員会	
所管部局	商工観光部 商工労働課	
補助金	補助金名称	プレミアム付商品券事業補助金
	補助事業費	(1) 収入決算額 615,622,967 円 (うち当該補助金 209,337,967 円) (2) 支出決算額 615,622,967 円 (3) 差引残額 0 円
監査結果	(1) 補助金交付団体に対して 【指摘事項】 特に指摘する事項はなかった。 【意見・要望】 前年度までと同様の事業を実施する場合であっても、事務経費については適切な内容確認を行い、より経済的、効果的に事業を実施していただきたい。	
	(2) 所管部局に対して 【指摘事項】 特に指摘する事項はなかった。 【意見・要望】 前年度までと同様の事業を実施する場合であっても、補助金交付団体の事務経費の算出等が適切に行われているかを所管部局においても確認していただきたい。	

団体名 (交付対象者)	羽後交通株式会社	
所管部局	総務企画部 経営企画課	
補助金	補助金名称	生活バス路線等維持費補助金 (市単独分)
	補助事業費	(1) 収入決算額 4,352,000 円 (うち当該補助金 4,352,000 円) (2) 支出決算額 4,352,000 円 (3) 差引残額 0 円
監査結果	(1) 補助金交付団体に対して 【指摘事項】 特に指摘する事項はなかった。 【意見・要望】 朝日が丘上台路線が全額補助対象となる根拠の資料を、実績報告書等に添付していただきたい。 (2) 所管部局に対して 【指摘事項】 特に指摘する事項はなかった。 【意見・要望】 朝日が丘上台路線が全額補助対象となる根拠を確認していただきたい。	

団体名 (交付対象者)	株式会社 abe 護社	
所管部局	市民福祉部 まるごと福祉課	
補助金	補助金名称	地域介護・福祉空間整備等施設整備等補助金
	補助事業費	(1) 収入決算額 14,040,005 円 (うち当該補助金 14,000,000 円) (2) 支出決算額 14,040,005 円 (3) 差引残額 0 円
監査結果	(1) 補助金交付団体に対して 【指摘事項】 特に指摘する事項はなかった。 【意見・要望】 補助事業で購入した物品については、備品台帳等を整備するなど適切に管理していただきたい。	
	(2) 所管部局に対して 【指摘事項】 特に指摘する事項はなかった。 【意見・要望】 ア 補助事業完了後の消費税の取扱い（補助金交付要綱5(2)キの規定)について、交付条件どおりに扱われているかを確認し、事務指導していただきたい。 イ 市は県事業の間接補助事業者になるため、交付決定の際には県の補助金交付要綱に定められている交付条件等を明示して文書で通知していただきたい。	

団体名 (交付対象者)	横手連合猟友会	
所管部局	農林部 農林整備課	
補助金	補助金名称	有害鳥獣駆除事業費補助金
	補助事業費	(1) 収入決算額 3,420,253 円 (うち当該補助金 635,000 円) (2) 支出決算額 3,092,140 円 (3) 差引残額 328,113 円
監査結果	(1) 補助金交付団体に対して 【指摘事項】 特に指摘する事項はなかった。 【意見・要望】 活動経費等の経理書類について、より適正な整備をお願いしたい。事業計画や実績報告について、補助金の対象経費となる支出が分かるように記載・作成していただきたい。	
	(2) 所管部局に対して 【指摘事項】 特に指摘する事項はなかった。 【意見・要望】 交付申請の際の事業計画や実績報告について、補助金の対象経費となる支出が分かる書類となるよう指導していただきたい。	